

住宅防音工事のあらまし



南関東防衛局

はじめに

南関東防衛局では「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、皆様方がお住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすく、ご紹介するものです。



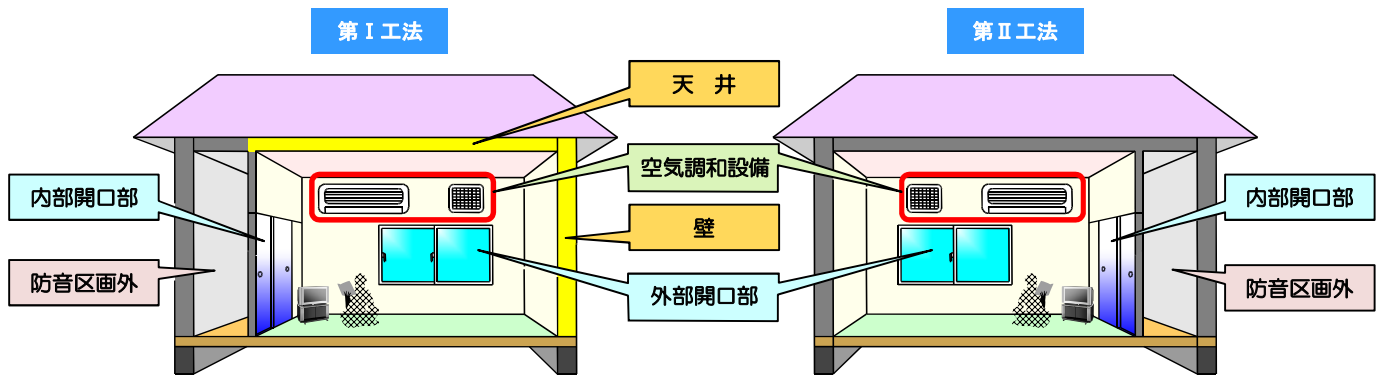
もくじ

1	住宅防音工事とは	3
2	住宅防音工事の助成の手続き	5
3	補助金の額	6
4	設計事務所及び工事請負業者の選定	6
5	機能復旧工事について	7
6	助成を受けられる場合の注意	8
7	事務手続について	8
8	よくあるご質問	9
9	関係法令	12
10	悪質業者への注意	12

1 住宅防音工事とは

住宅防音工事の内容

(※例：木造系住宅の場合)



◆防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます。◆

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページ

(<http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/shikatasyo.html>) で確認できます。

区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	在来のまま	
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	
	壁	在来壁を撤去し防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付	防音サッシ(第Ⅱ工法用)の取付
	内部開口部	防音建具(襖、ガラス戸等)の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 (換気扇は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで)	
その他	防音工事に伴う必要な工事		

【WECPNL】

■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略です。Wと略して使用します。

■音響の強度(dB(A)デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

■この評価方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)において、定められています。

住宅防音工事の区分

1 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

2 追加防音工事

- 従前の新規防音工事^(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

3 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

4 外郭防音工事

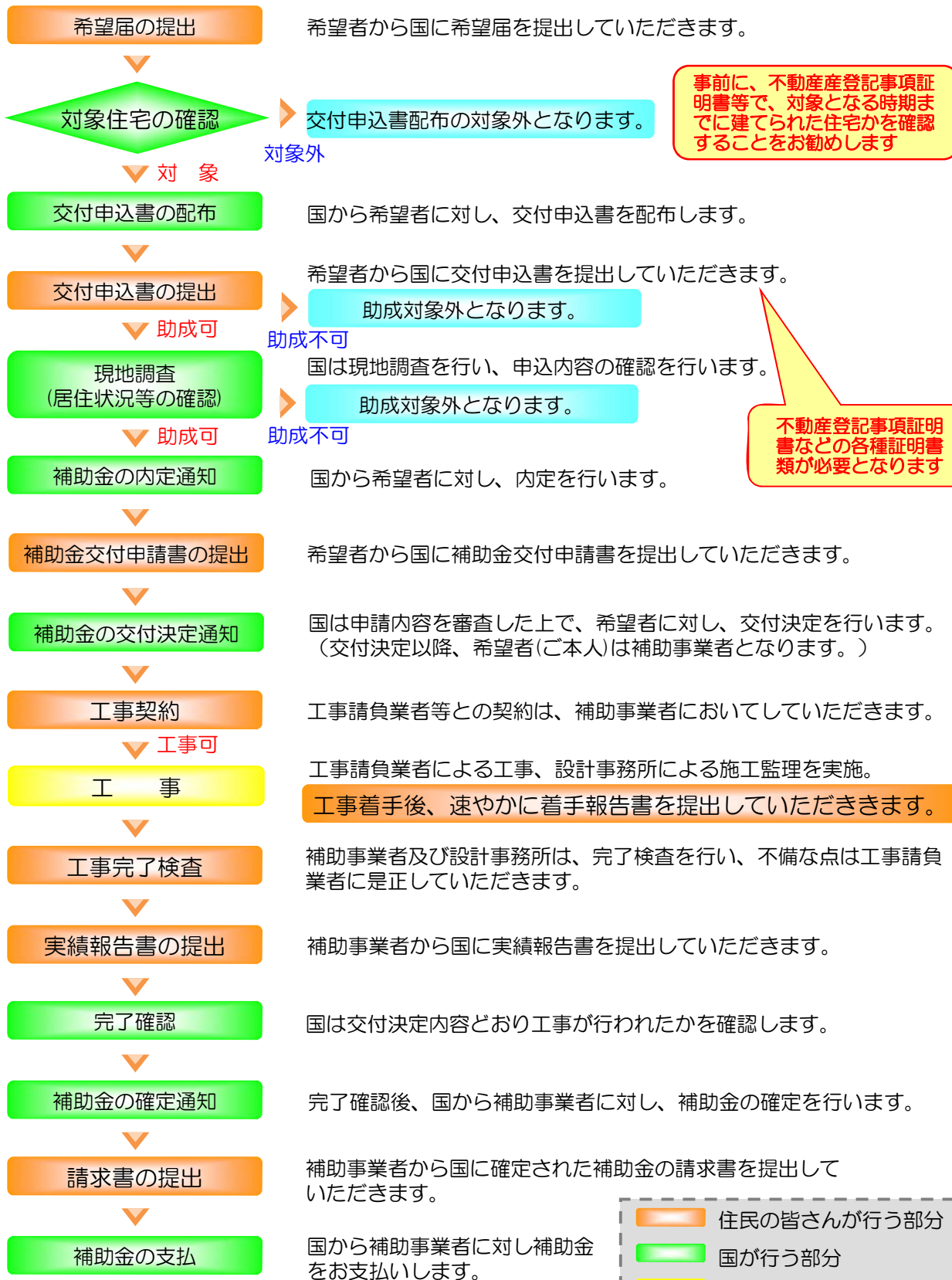
- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85W以上の区域に所在する住宅及び75W以上85W未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 85W以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

◆対象区域は、以下の防衛局等に設置した「縦覧図」で自由に閲覧できます。

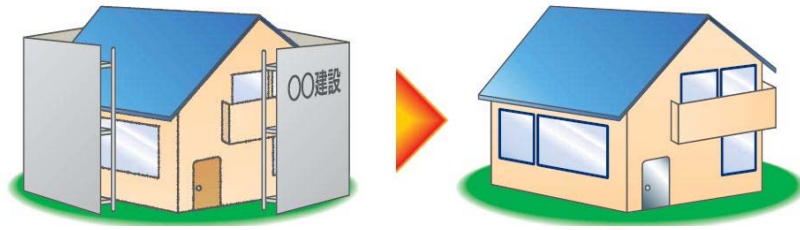
厚木飛行場 : 南関東防衛局、座間事務所
浜松飛行場・静浜飛行場 : 南関東防衛局、浜松事務所

2

住宅防音工事の助成の手続き



3 補助金の額



住宅防音工事に係る費用は
原則100%補助です!

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。

また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。

4 設計事務所及び工事請負業者の選定

- 住宅防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、契約を締結していただきます。
- 設計事務所及び工事請負業者については、皆様方ご本人が、その責任において選定していただくことになります。
(国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。)
- 契約は補助金の交付決定後に行ってくださいことになります。
- 契約前に工事に着手することはできません。
- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社※)にしてください必要があります。

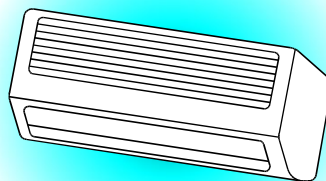
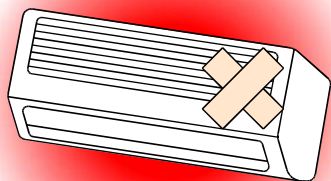
※資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない会社等



5 機能復旧工事について

1 空気調和機器の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
- ただし、助成を受けられる方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。

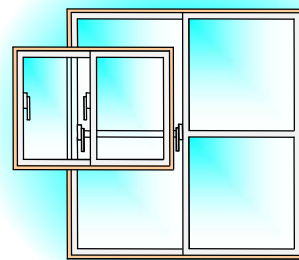
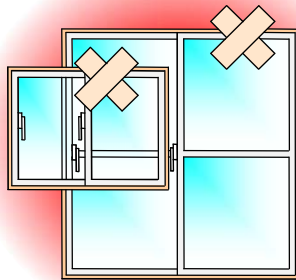


住宅防音工事で設置した冷暖房機、換気扇、レンジフードが対象となります。

90%補助です！

2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
- 補助率は100%です。



100%補助です！

◆機能復旧工事については、国の予算状況等から希望届の受付に一定の制限を設けています。詳しくは、南関東防衛局までお問い合わせください。

6 ・ 助成を受けられる場合の注意 ・ ・ ・

- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となりますので、十分にご注意下さい。
(国からお支払いできません)
- 希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかる場合があります。

7 ・ 事務手続について ・ ・ ・

- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいています。
- 事務手続に係る費用は、これまで「地方事務費」として助成しておりましたが、平成22年5月に行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、住宅防音工事に関する地方事務費の制度については「廃止」との評価結果となりました。
- このため、平成23年度から、地方事務費制度の廃止に伴う措置として、皆様方が行う書類作成等の事務手続については、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただくこととしました。

(注 意)

- 皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできません。
- 皆様方をお手伝いするための費用は、国が委託先に直接支払いますので、皆様方へのご負担はありません。
- 国の職員や国が委託した者などが、一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありませんので、もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、南関東防衛局までご連絡ください。



8

よくあるご質問



Q1

住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？

飛行場ごとに決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。
希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。
詳しくは南関東防衛局にお問い合わせください。



A1

対象地域	対象時期	対象地域	対象時期
厚木飛行場周辺	85W未満区域 昭和61年9月10日	浜松飛行場周辺	85W未満区域 昭和56年7月18日
	平成18年1月17日		平成24年1月30日
	85W以上区域 平成8年9月10日		85W以上区域 平成3年7月18日
		静浜飛行場周辺	昭和60年3月18日

(注) 平成24年1月30日の官報にて一部解除(浜松飛行場周辺)及び全部解除(静浜飛行場周辺)の告示がされたので、詳細についてはQ5をご確認ください。



Q2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？

厚木飛行場については、座間防衛事務所、浜松及び静浜飛行場については、浜松防衛事務所に置かれた「縦覧図」で確認できます。
また、南関東防衛局にお問い合わせいただいても結構です。



A2



Q3

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか？

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。



A3



Q4

住宅防音工事を実施したいのですが、希望届の提出はどのようにすれば良いですか？

防音工事又は復旧工事を希望される場合は、下記の表に該当する住宅について、希望届を受け付けています。



A4

(防音工事)

対象地域	対象区域		希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成18年1月17日に第一種区域に指定された区域	80WECPNL以上の区域若しくは75WECPNL区域で乳幼児、高齢者、障害者等が居住している住宅	平成3年9月10日までに建設された住宅
		上記以外の住宅	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上)の対象区域		平成8年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事の対象区域以外で昭和61年9月10日までに第一種区域に指定された区域		昭和61年9月10日までに建設された住宅
浜松飛行場周辺	平成24年1月30日に第一種区域に指定された区域		平成24年1月30日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上)の対象区域		平成3年7月18日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事の対象区域以外で昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域		昭和56年7月18日までに建設された住宅
静浜飛行場周辺	昭和60年3月18日までに第一種区域に指定された区域		昭和60年3月18日までに建設された住宅

(空気調和機器機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成10年3月31日までに防音工事が完了した住宅
浜松飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
静浜飛行場周辺	

(防音建具機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅
浜松飛行場周辺	
静浜飛行場周辺	

(注) 平成24年1月30日に官報にて一部解除(浜松飛行場周辺)及び全部解除(静浜飛行場周辺)の告示がされましたので、詳細については、Q5をご確認下さい。



浜松及び静岡飛行場周辺で、第一種区域の見直しにより、対象区域から外れた場合、住宅防音工事は実施できないのですか？



浜松及び静岡飛行場周辺においては、平成24年1月30日の官報にて第一種区域の一部解除（浜松飛行場周辺）及び全部解除（静岡飛行場周辺）の告示がされました。
第一種区域が解除又は工法が変更となる区域については、下記の表の期日までに希望届を提出していただければ、その希望された工事について、従来と同じ内容で実施することができます。

(防音工事)

対象地域	対象区域	希望届受付対象住宅	希望届提出期日
浜松飛行場周辺	昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域で解除又は工法が変更となる区域	昭和56年7月18日までに建設された住宅	平成25年7月31日までに提出
静岡飛行場周辺	昭和60年3月18日までに第一種区域に指定された区域	昭和60年3月18日までに建設された住宅	

(注) 浜松飛行場周辺の外郭防音工事については、見直し前の85WECPNL以上の区域（昭和54年8月31日に告示した区域）に所在している住宅で、昭和56年7月18日までに建設された住宅について希望届の受付対象としているので、本表の期日までに希望届を提出していただければ対象となります。

(機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅	希望届提出期日
浜松飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅	平成25年7月31日までに提出
静岡飛行場周辺		



住宅防音工事希望届はどこにありますか？



南関東防衛局のホームページに掲載しています。
また、南関東防衛局、各防衛事務所にあります。
所要事項を記入のうえ、南関東防衛局へ郵送して下さい。
(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。)

(<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/iyutakubouon/iyutakubouonn001.html>)



Q7

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事が出来るのですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。
場合によっては対象とならないことがあります。



A7



Q8

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか？

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



A8



Q9

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



A9



Q10

防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか？

可能ですが、その分は自己負担となります。
詳しくは、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



A10



Q11

防音工事を実施した家を売りたいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



A11



Q12

以前復旧工事で交換していただいたクーラーが故障したのですが、再度復旧工事の希望届を提出することは出来るのですか？



A12

空気調和機器の機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

また、防音建具の機能復旧工事についても同様に、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。



Q13

防音工事を実施した家を改造したいのですが？



A13

所要の手続きが必要となりますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



Q14

交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか？



A14

以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）又は家屋所在証明書
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）
- ③ 印鑑証明書（借家の場合は所有者と借家人両者のもの）

※ただし、交付申込書提出時若しくは現地調査時に運転免許証、健康保険証等で直接本人確認ができる場合には印鑑証明書の添付は不要です。

これらは交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。

※住民票や印鑑証明書を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

また、「告示日以降に住宅を建て替えた」「借家人が外国籍」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



Q15

新規、追加防音工事で部屋の工事は終わっており、今回防音区画改善工事で廊下、玄関のみを希望したいのですが、希望届を提出することは出来るのですか。

追加防音工事又は一挙防音工事が完了した日から10年以上経過し、防音区画改善工事の対象となる住宅に該当する場合は、ユーティリティー部分（廊下、玄関等）のみを希望することが出来ます。

なお、外郭防音工事については、当面ユーティリティー部分のみを希望することは出来ません。



A15



Q16

新規防音工事として2室の防音工事が完了しており、今回、追加防音工事を希望したいのですが、追加防音工事の希望届の受付は対象区域によって違いがあるのですか。

追加防音工事については、対象区域によって希望届の受付対象が異なることはありません。

追加防音工事の希望届の受付対象となる住宅は、現在、住宅防音工事の対象区域である第一種区域（75WECPNL以上の区域）に建っている住宅で、過去に新規防音工事（初めて行う住宅防音工事で2居室以内の居室に対し実施していたもの）を行った住宅が対象です。

この場合の対象となる居室数は、世帯人数に応じた居室数（世帯人数+1居室）から、新規防音工事で実施した居室数を減じた居室数（新規防音工事で行った居室を含めて最大5居室が限度）が追加防音工事の対象となります。



A16

9

関係法令

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

10

悪質業者への注意

- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- 工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。
- 皆様方の事務手續のお手伝いについて、国が委託先以外の者に依頼することはありません。
なお、その費用を皆様方に請求することはありません。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL : 045-211-7139 (綾瀬市担当)
045-211-7398 (大和市担当)
045-211-7397 (//)
045-211-7140 (//)
045-211-7138 (藤沢市・座間市・茅ヶ崎市担当)
045-211-7137 (相模原市・海老名市・浜松市・焼津市担当)

URL : <http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

- 座間防衛事務所 (厚木飛行場)

TEL : 046-261-4332

〒242-0004

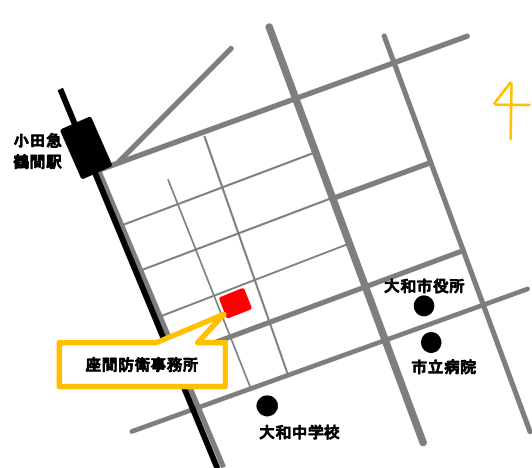
神奈川県大和市鶴間1-13-2

- 浜松防衛事務所 (浜松飛行場・静浜飛行場)

TEL : 053-453-8958

〒430-0929

静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎



平成24年4月現在